

茅野・産業振興プラザソーシャルメディア運用規程

目的

この運用規程は、茅野・産業振興プラザ職員が業務でソーシャルメディアを運用する際のルールを定めたものである。

基本原則

ソーシャルメディアの利用に関する基本的な事項は、「茅野・産業振興プラザのソーシャルメディア利用に関するガイドライン」に従う。

アカウントの取得・管理

- (1)新たにソーシャルメディアのアカウントを取得しようとする所属の長は、あらかじめアカウントごとに運用方針(別記様式)を作成すること。
- (2)アカウントを取得した所属の長は、当該アカウントの運用責任者となり、職員が運用規程及び「茅野・産業振興プラザのソーシャルメディア利用に関するガイドライン」に抵触することがないように、十分に監督を行うこと。
- (3)ソーシャルメディアの提供機関等が、認証アカウントの発行を行っている場合には、可能な限り、認証アカウントの取得を行うこと。
- (4)アカウント設定の自由記述欄には、必ず以下の情報を掲載すること。
 - ①公式アカウントであることの説明
 - ②茅野・産業振興プラザホームページへのリンク
 - ③運用方針に従って運用するという説明
- (5)茅野・産業振興プラザホームページ内に、運用するソーシャルメディアの種類、アカウント名、アカウントのページへのリンク、運用方針へのリンクを明示すること。
- (6)アカウントへのログインパスワードは、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないように厳重に管理すること。

情報発信に関すること

- (1)情報発信は、原則として運用規程で定めた運用時間内に、業務用の端末からのみ行うこと。ただし、緊急時、イベント時等の運用について、運用方針で定めた場合は、その定めるところによる。
- (2)原則として、所属長の決裁を受けてから情報発信すること。ただし、次に掲げる場合を除くものとする。
 - ①すでにホームページで一般に周知されている情報について発信する場合
 - ②イベント・競技会の結果などの周知の事実について発信する場合
 - ③法令等で定められている内容を発信する場合

④その他、災害情報など、緊急を要する内容を発信する場合や、イベント時等の運用について、運用方針で定めた場合は、その定めるところによる。

(3)第三者アカウントの投稿の引用や、第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載することは、当該の投稿やページの内容を信頼性のあるものと認めたことと受け取られる場合があるので、慎重に行うこと。

運用中止

関係法令及び運用規程に照らし、運用違反や不正利用等がある場合は、すみやかに情報発信等の行為をやめ、運用を中止すること。

附則

この運用規程は、平成28年8月1日から適用する。